

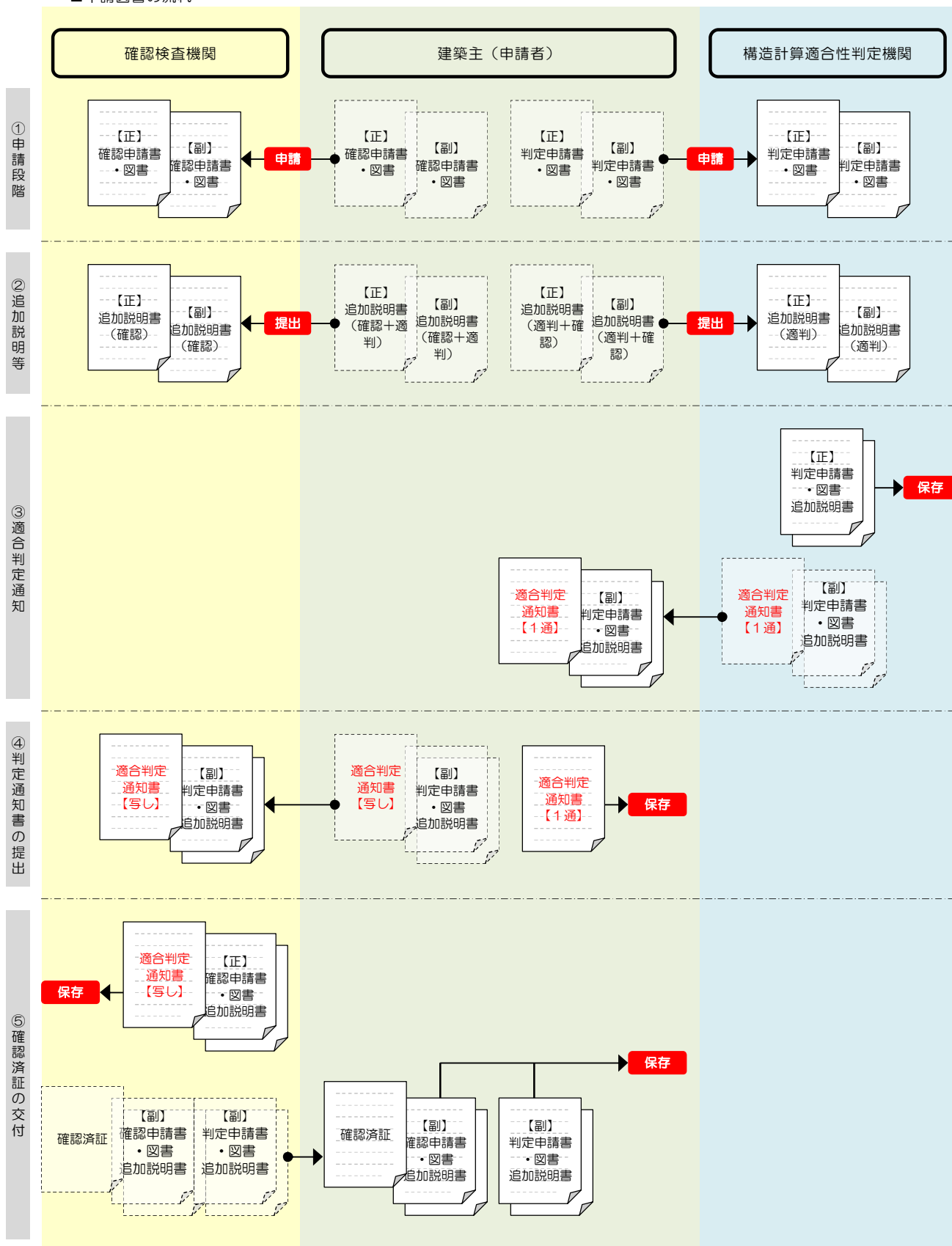
確認申請及び構造計算適合性判定申請の手続きについて

(平成27年6月1日施行 建築基準法及び関係政省令等の改正)

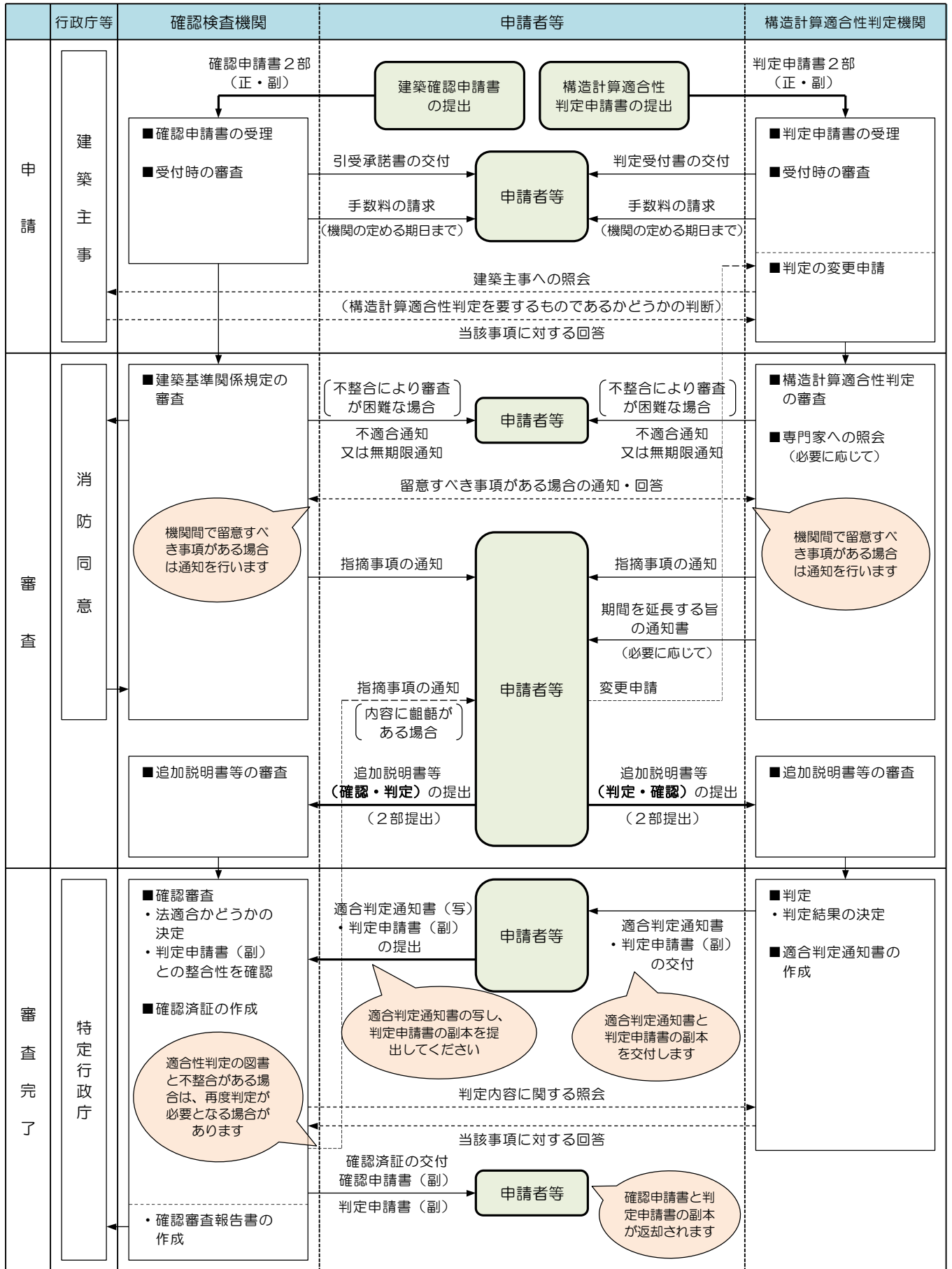
建築基準法及び関係政省令等の改正（平成27年6月1日施行、以下「法改正」）に伴い、建築主等が構造計算適合性判定を直接申請することとなりました。

これを受け、法改正後の並行して申請をする場合の申請書類の流れ、標準的なフロー（本申請）についてご案内いたします。

■申請図書の流れ



■ 建築確認申請・構造計算適合性判定申請（本申請）の標準的なフロー



注) この表は、確認申請等及び構造計算適合性判定申請を並行して行う場合の標準的なフローの例です。申請時期が異なる場合は、この表の手続きとは異なる手続きとなる場合がありますので、ご注意ください。